

議案第 4 7 号

前橋市公民館条例等の改正について

令和 5 年 3 月 2 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市公民館条例等の一部を改正する条例

(前橋市公民館条例の一部改正)

第 1 条 前橋市公民館条例（昭和 3 0 年前橋市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表前橋市清里公民館の項中「前橋市青梨子町 3 3 9 番地」を「前橋市青梨子町 3 3 9 番地 1」に改め、同表前橋市永明公民館の項中「前橋市上大島町 9 3 0 番地」を「前橋市上大島町 9 3 0 番地 1」に改め、同表前橋市城南公民館の項中「前橋市二之宮町 1 3 2 0 番地」を「前橋市二之宮町 1 3 2 0 番地 1」に改める。

(前橋市支所及び出張所設置条例の一部改正)

第 2 条 前橋市支所及び出張所設置条例（昭和 4 2 年前橋市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表支所の部城南支所の項中「前橋市二之宮町 1 3 2 0 番地」を「前橋市二之宮町 1 3 2 0 番地 1」に改め、同部大胡支所の項中「前橋市堀越町 1 1 1 5 番地」を「前橋市堀越町 1 1 1 5 番地 1」に改め、同表出張所の部清里市民サービスセンターの項中「前橋市青梨子町 3 3 9 番地」を「前橋市青梨子町 3 3 9 番地 1」に改め、同部永明市民サービスセンターの項中「前橋市上大島町 9 3 0 番地」を「前橋市上大島町 9 3 0 番地 1」に改める。

(前橋市民文化会館に関する条例の一部改正)

第 3 条 前橋市民文化会館に関する条例（昭和 5 7 年前橋市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 の表中「前橋市大胡町 1 5 番地」を「前橋市大胡町 1 5 番地 1」に改める。

(前橋市立図書館設置条例の一部改正)

第 4 条 前橋市立図書館設置条例（昭和 2 5 年前橋市条例第 2 8 6 号）の一部を次のように改正する。

第2条の2の表前橋市立図書館清里分館の項中「前橋市青梨子町339番地」を「前橋市青梨子町339番地1」に改め、同表前橋市立図書館永明分館の項中「前橋市上大島町930番地」を「前橋市上大島町930番地1」に改め、同表前橋市立図書館城南分館の項中「前橋市二之宮町1320番地」を「前橋市二之宮町1320番地1」に改め、同表前橋市立図書館大胡分館の項中「前橋市大胡町15番地」を「前橋市大胡町15番地1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。